

報告事項 3

国家賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和6年4月12日

教 職 員 課

国家賠償請求事件について

1 当事者

原告：特別支援学校卒業生

被告：愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 被告は原告に対し、8,086万7,483円及びこれに対する令和元年11月26日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

3 事件の概要

(1) 事件の経過

原告は、令和元年11月26日当時、特別支援学校高等部の2年生の生徒であり、バスケットボール部に所属していた。同日、朝の部活動練習で、原告が体育館で1対1の個別練習をしていたところ、ジャンプシュートの個別練習をしていた他の生徒と衝突し、転倒する、という事故が発生した。

事故後、原告は体調不良となり、様々な医療機関を受診して治療を受けた後、令和4年5月に脳脊髄液漏出症の診断を受け、同年7月に独立行政法人日本スポーツ振興センターにより後遺障害が認定された。

(2) 主張の内容

- ① 事故当時は男子バスケット部員約36名が体育館のハーフコート内に密集し、多種多様に個別練習を行っており、衝突事故が起きることは容易に予測できる状況であった。顧問教諭には、シュート練習の種類・方法などを制限等した上で、生徒間の間隔を適切に設けるよう指示したり、順番にシュート練習を行わせるなどの指導監督を行う義務があったにもかかわらず、漫然と練習を監督したため、本件事故が発生したものであり、顧問教諭による職務上の注意義務違反が認められる。
- ② 顧問教諭による注意義務違反により事故が発生し、治療費や事故後遺症による逸失利益等の損害が発生したものであり、注意義務違反と損害との間には相当因果関係が認められる。
- ③ 顧問教諭は被告県が設置する学校の公務員であり、公立学校における運動部顧問としての活動は国家賠償法第1条第1項にいう公権力の行使に当たるものと解すべきであり、同条に基づき県は原告が被った損害を賠償する責を負う。